

平安時代の任符について

手嶋大侑

任符は国司などの地方官が任命された際に太政官から発給された符(下達文書)の一つである。本来、任符は赴任先にその者の任官を告知する目的で発給されたが、平安時代中期(10世紀)以降になると、任符は任人(当事者)の身分を保証する公驗としての機能を有するようになったことが明らかにされている。しかし、平安時代中期の社会の中で任符がどのように受容されていたのかについては、いまだ十分な検討はなされていないように思われる。そこで本発表では、次の二つを検討したい。

一つが、^{ようめい}揚名国司と任符の関係である。揚名国司とは職務も給与もない名誉のみの国司号のことであり、十世紀以降、多くの地方有力者が揚名国司を肩書に持ち始める。しかし、先行研究では、揚名国司の任符は任人に渡されなかったとされている。では、当時の社会において、揚名国司の身分を保証するものは何だったのだろうか。この問題は、公驗としての任符がどの程度、社会に受容されていたのかを解明することにつながると考えるので、^{じもく}除目に際して作成される文書に目を配りながら、今回検討する。

もう一つが、任人が公驗として任符を獲得する場合、彼らは任符のどの点を重視していたのかという点である。早稲田大学図書館所蔵『揚名介事計暦事勘文』(三條西家旧蔵)に残された「法家問答」によると、任符に記された文言が座次を争う際の根拠になっていたことが知られる。そこで任符の文面に着目して、任人が任符に対して何を期待していたのかを検討する。

以上、二点の検討を通して、平安時代中期の社会の中で任符はどのように受容されていたのか、その実相を明らかにし、平安時代の任符について考えていきたい。